

公正かつ適正な会計処理の実践

～実態調査の指摘を踏まえた会計業務改善と消費税の基礎的理解～

2025.11.18 令和7年度スポーツ・インテグリティの理解促進事業（公財）東京都スポーツ協会

公認会計士・税理士 奥村 武博

今日の目的

- i : 適正な会計処理を行う必要性や重要性を理解する。
- ii : 実際の指摘事項をもとに、具体的な会計処理についての理解を深める。
- iii : 消費税についての基礎的な知識、助成金・補助金申請との関連性について理解を深める。

本日のアジェンダ

- 自己紹介
- 適正な会計処理の必要性（復習）
- 実態調査の指摘事項より
 - ・ 現金と預金の経理について
 - ・ 団体の財政状況の把握、管理について
 - ・ 謝金等にかかる手続きについて
 - ・ 団体役員が経営する企業等との取引
- スポーツ団体関わる消費税の基礎知識
- 質疑応答

自己紹介

公認会計士・税理士

奥村 武博

Takehiro Okumura

岐阜県多治見市出身
岐阜県立土岐商業高等学校
元阪神タイガース投手（97年ドラフト6位）

奥村武博公認会計士・税理士事務所 所長
株式会社メンバーズ 取締役常勤監査等委員
関西大学 客員教授
株式会社スポカチ 代表取締役
一社）アソートデュアルキャリア推進機構 代表理事
一社）日本障がい者サッカー連盟 監事
公社）全国野球振興会（日本プロ野球OBクラブ） 監事
一財）ロートこどもみらい財団 監事
日本公認会計士協会 組織内会計士広報専門委員



SPOKACHI



© Takehiro Okumura 2025



【活動紹介】

ファイナンス

- 会計・税務アドバイザー
- 資産形成アドバイザー
- 起業支援
- 資金調達支援
- 事業計画作成支援

【主な実績】

- ・FC今治スタジアム建設資金調達支援
- ・プロ野球選手、Jリーガー、体操、バレーボール等アスリートの会計税務アドバイザー
- ・元プロ野球選手等引退アスリートの起業支援
- ・スポーツ関連団体のバックオフィスサポート 他、多数

スポーツ

- 講演・研修・セミナー
- デュアルキャリア教育
- 有料職業紹介
- 調査・研究

【主な実績】

- ・プロ野球チーム（T・G・YS・M・OB・YB）
- ・プロ野球退団研修会 ・Jリーグ（鹿児島ユナイテッドFC）
- ・ホンダ技研工業（陸上部、野球部、全競技スタッフ・指導者）
- ・慶應義塾大学、前橋商業高校 等 教育機関
- ・早稲田大学スポーツMBA Essenceセミナー
- ・JAPAN HRTV2021（マイナビ主催）
- ・佐賀県産業スマート化センターオープニングカンファレンス
- ・株式会社Loco Partners社員研修 他多数

適正な会計処理の必要性

スポーツの社会性

スポーツの価値・信頼性を担保

事業活動の適正性を確保

3. ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方について

NFは、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、**大きな社会的影響力を有する**とともに、各種の**公的支援**を受けており、**国民・社会に対して適切な説明責任**を果たしていくことが求められる**公共性の高い団体**である。

（出典：スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」）

スポーツの価値・信頼性を担保（前回資料再掲）

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞

原則１：組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

（３）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

原則６：法務、会計等の体制を構築すべきである

（１）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること

（２）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること

（３）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則７：適切な情報開示を行うべきである

（１）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞

原則４：公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

（１）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること。

（２）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること。

（３）会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること。

スポーツの価値・信頼性を担保（前回資料再掲）

不正な需給や使用などの不正行為はスポーツ全体に対する信頼を損ねます。

公的資金を使用している者として、倫理を自覚し、適正に事業を行うことが重要です。

（出典：JSC「スポーツ振興事業助成金を受ける団体の心得」）



公的支援の減少・終了



不利益を被るのは選手

**適正な
事業運営** + **適切な
説明責任の履行**

そのための手段

**財務会計
(財務報告)**

財務会計の2つの機能

情報提供機能

財務諸表（決算書）を用いて企業（団体）の事業活動の結果を利害関係者に対して報告をすること

利害調整機能

企業に関わる利害関係者への利益の分配方法を決定し、利害の対立が起こった際にはその利害の調整を行う機能

- ・ 利害関係者＝団体の内部者も含む
- ・ 財務会計は、ルールに則って、適切に作成される必要がある。

地区体育・スポーツ協会 分担金の実態調査の指摘事項より

現金と預金の経理について①

【指摘事項】

- ・ 会計帳簿において、**現金と預金を区別していない**
- ・ **現金出納帳を作成していない**
- ・ 小口現金を担当者個人宅で保管しており、鍵付きの金庫やキャビネット等で保管していない。**現金出納管理を適切に行っていない。**

【改善対応】

- ・ **現金と預金を区別した会計帳簿の作成**が必要
- ・ 現金の入出金は**現金出納帳**に記録する
- ・ 小口現金の担当者個人宅での保管は、第三者が確認できないため、避けることが望ましい

【現金出納管理を適切に行うために】

- ・ **現金出納帳に現金の入出金を記録、定期的に帳簿残高と実際の現金残高が一致しているかを確認する必要がある**

現金と預金の経理について①

【現金と預金を区別した会計帳簿の作成】



普通預金帳簿

日付	相手科目	摘要	入金	出金	残高
4/1		前期繰越			60,000
4/9	現金	ATM引出		20,000	40,000
6/17	助成金 収入	東京都ス ポーツ協会	50,000		90,000
3/31		次期繰越			60,000

通帳残高と
一致するか確認



現金出納帳
(小口現金出納帳)

日付	相手科目	摘要	入金	出金	残高
4/1		前期繰越			1,000
4/9	普通預金	ATM引出	20,000		21,000
4/15	消耗品費	ボール代		2,000	19,000
3/31		次期繰越			5,000

手元の現金実際
残高と
一致するか確認

現金と預金の経理について②

【指摘事項】

会計帳簿において、預金の収支について **どの預金口座に該当するか不明瞭**

【改善対応】

口座ごとに区別した会計帳簿の作成が必要



団体の財政状況の把握・管理について

【指摘事項】

損益に関する計算書類を作成しているケースは多いものの、団体の財政状況を整理した計算書類である**貸借対照表**を**作成していない**

【改善対応】

貸借対照表の作成が必要

貸借対照表

企業（団体）がある**一定の時点**において**どのくらいの財産や権利、義務などがあるのかを示す書類**

例）期末日時点で、現金・預金・借金・未払いの経費残額などがいくらあるのか

損益計算書（正味財産増減計算書）

一定期間の企業（団体）の**収益と費用、利益**をまとめた書類

例）今期の1年間で、助成金収入、スポンサー収入、参加料収入などの収益や、謝金支払、旅費交通費などの費用がどれくらいあり、利益がどれくらいあるのか

団体の財政状況の把握・管理について

貸借対照表

令和7年3月31日

資産

保有している
財産や権利の残高

負債

返済義務のある
資金の残高

純資産

団体の財政状況の把握・管理について

貸借対照表

令和7年3月31日

現金	5,000	未払金	3,500
AA銀行	10,000	借入金	18,000
BB銀行 口座①	20,000		
BB銀行 口座②	35,000		
現金及び預金 合計 70,000			
未収入金	100,000		

手元の現金実際
残高と
一致するか確認

各銀行口座の
通帳残高と
一致するか確認

理事等が
立替た経費の
未精算残高

団体の財政状況の把握・管理について（前回研修資料再掲）

福岡県スケート連盟の補助金の一部を取り消し...県、決算書「うそと判断」

2023/06/26 08:44 福岡スケート不正

この記事をスクラップする



出展：読売新聞オンライン
<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20230626-OYTNT50021/>

福岡県スケート連盟（県連）が大会経費として受け取った県の補助金の使い道がわからなくなっている問題で、県は、不正受給があったとして補助金の一部を取り消したことがわかった。加算金を含めて約30万円の返還を求めている。県は「決算書の数字が実際と異なり、うその報告と判断した」としている。

【福岡県スケート連盟】

補助金を全額使用したと報告→**使途不明金23万円**（うち、6万円は県連口座に残ったまま）

県連事務局長が、選手からの登録費を**水増請求**し、3年にわたり着服。

➡補助金一部取り消し、使途不明金＋加算金の計30万円を返還請求。

【北九州市スケート連盟】

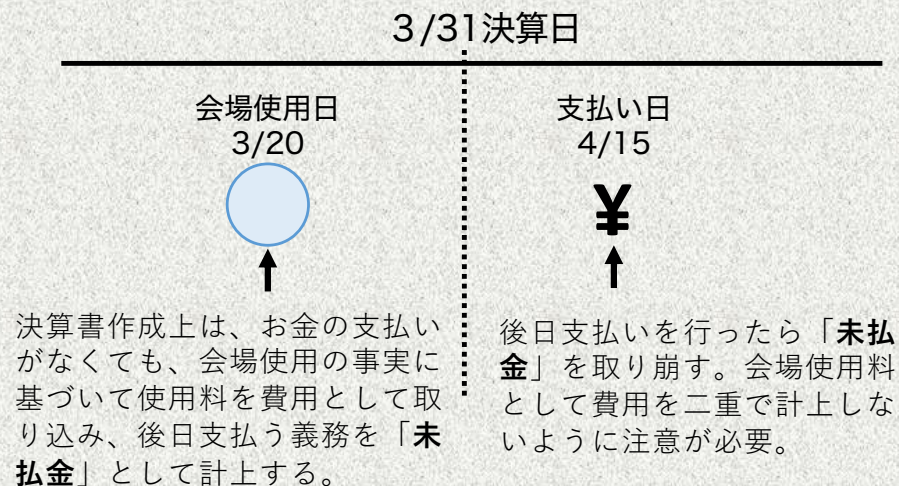
うその報告書を作成し、年間5万円の助成金を不正受給。

➡過去9年分＋加算金の計約72万円を返還

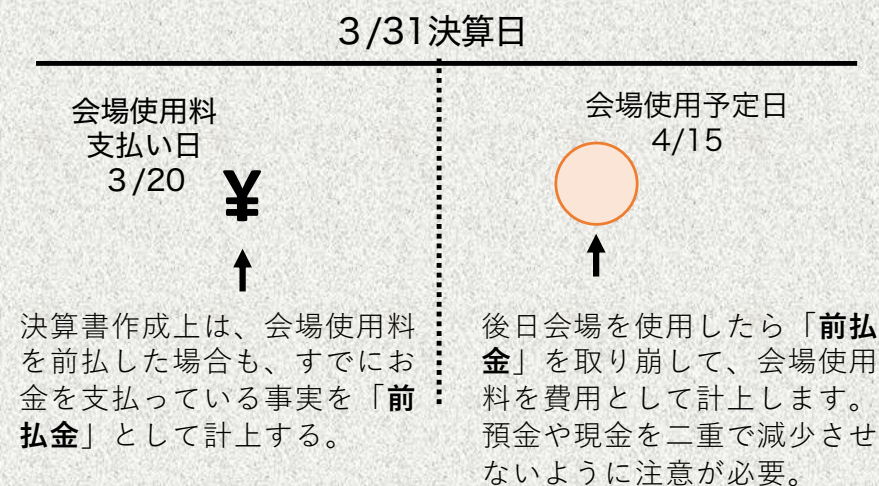
団体の財政状況の把握・管理について（前回研修資料再掲）

入出金と収入・経費等の発生タイミングが異なる場合

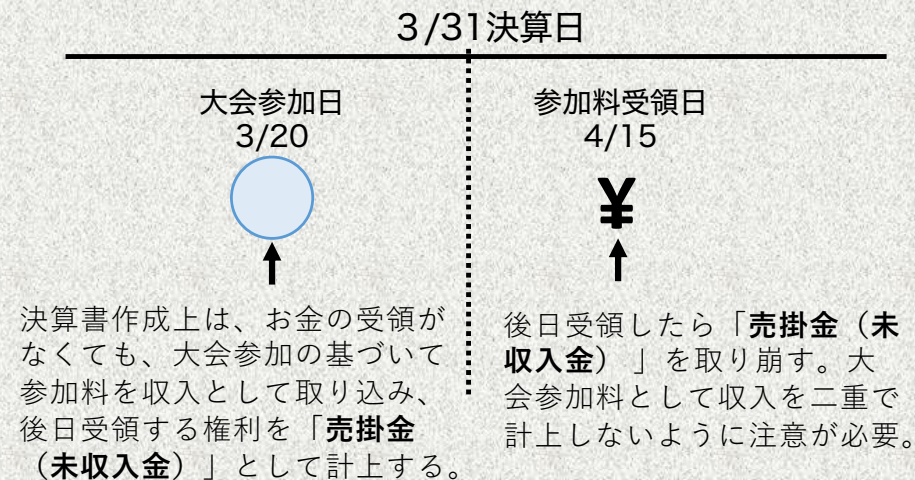
【ケース①】経費未払い



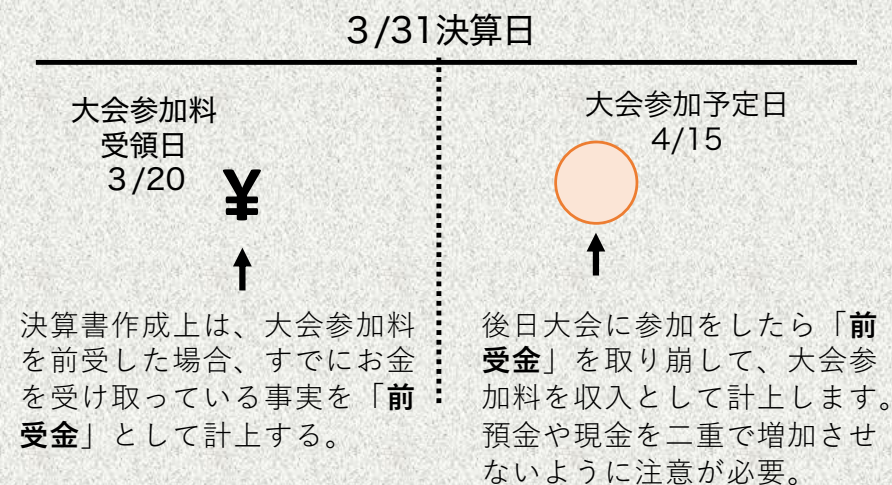
【ケース②】経費前払い



【ケース③】収入の未入金



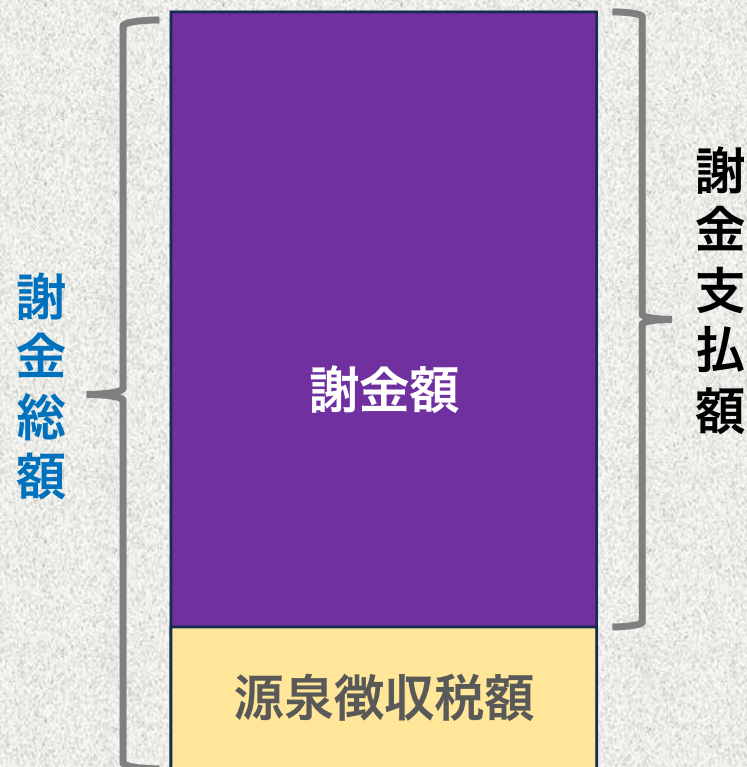
【ケース④】収入の前受け



謝金等に係る手続きについて

【指摘事項】

- ・ 源泉徴収が必要であるにもかかわらず、源泉徴収を行っていない。
- ・ 謝金受領者への**振込金額が謝金規定の上限**となるように謝金単価を設定しており、源泉徴収税額を含めると謝金単価が基準を上回っている。



【数値例A】

①謝金総額	10,000円
②源泉徴収税額	1021円
	(①×10.21%)
③謝金支払額	8,979円
	(①－②)

【数値例B】

(1)謝金支払額	10,000円
(2)源泉徴収税額	1,137円
	((3)－(1))
(3)謝金総額	11,137円
	((1)÷0.8979)

団体役員が経営する企業等との取引

【指摘事項】

- ・当該団体の役員等構成員が経営する事業者との取引があり、決議機関の承認を受けているが、**見積合わせを実施していない**
- ・消耗品費について、役員が経営する企業との取引をしているが、**見積合わせを実施しておらず、決議機関の承認を受けていない**

【改善対応】

- ・**見積合わせ（相見積もり）を行う**必要がある
→**市場価格と乖離**していないか、**不相当に高額な取引**となっていないか
- ・**理事会等の決議機関で承認を行う**必要がある

団体役員が経営する企業等との取引（前回研修資料再掲）

団体役員が経営する会社等と取引をする場合

利益相反取引に該当しないように注意が必要。

利益相反取引とは

役員が会社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るような取引のこと。

【スポーツ団体の役員が自身の会社と取引をする場合の懸念点】

- ・ 役員の個人的な利益が優先され、スポーツ団体にとって不利な条件で取引が行われる。
例）役員が経営する会社が団体に必要以上に高い価格で商品やサービスを提供するなど
- ・ 役員の会社が他の候補者に比べて不適切に優遇される。 など
例）公募なしで役員の会社が契約を獲得するなど

【必要な手続き、対策】

- ・ 取引の内容等の重要な事実を開示して、理事会で承認決議を取る。
- ・ 利益相反ポリシーや規程の作成による明確化
- ・ 理事会や第三者委員会などにより取引の定期的な審査を行う など

スポーツ団体に関わる消費税の基礎知識

なぜ、スポーツ団体にも消費税の理解が必要か

適切な会計処理、納税管理のため

- 助成金、補助金、協賛金、会費など、多様な収入が混在している
- 課税、非課税の区分誤りが、申告義務の判断や申告誤りに影響
- 支出時には消費税を支払っている
- 一定の場合、申告時に特定収入の控除仕入税額の調整が必要
- インボイス制度の導入で免税事業者にも影響

消費税の基本構造

消費税とは

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付する

課税売上に含まれる消費税 (預かった消費税) — 課税仕入等に含まれる消費税 (支払った消費税) = 消費税の納付額



税込
11,000円



税込
6,600円

消費税納付額
400円

消費税が課税される取引とは：課税の4要件

国内において事業者が事業として対価を経て行う資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供に課税される。

①国内において

- ・ 国外での取引は不課税取引

②事業者が事業として

- ・ 法人が行う取引は全て「事業として」に該当する

③対価を得て行う

- ・ 寄付金、助成金、補助金のようなものは、一般的には資産の譲渡等の対価に該当せず、原則として課税対象にならない

④資産の譲渡、貸付及び役務の提供

- ・ 資産とは、有形・無形を問わない
- ・ スポーツ選手などによる、専門的知識、技能に基づく役務の提供も含まれる

課税　　： 4要件をすべて満たす取引

非課税　： 4要件は満たすが、社会政策的理由や税の性格上、非課税とされる取引

不課税　： 4要件を満たさない取引

免税　　： 輸出取引や国際輸送など消費税が免除される取引

消費税が課税される取引とは

参考：スポーツ団体の主な収支と消費税の取り扱いの目安

主な収入項目	消費税の取り扱い
助成金、補助金	原則 不課税（ただし、特定の具体的な事業の業務委託に対する補助金は課税取引となる場合がある）
スポンサー料、協賛金	課税
年会費	不課税
大会参加料	課税
物品販売、グッズ販売収益	課税

主な支出項目	消費税の取り扱い
ユニフォーム・用具・備品の購入	原則 不課税（ただし、特定の具体的な事業の業務委託に対する補助金は課税取引となる場合がある）
審判・講師・指導者への謝金	課税
有償ボランティアへの謝礼	原則 不課税（ただし、「実費弁償」ではなく、「サービスの対価」とみなされる場合は課税取引となる）
役員報酬、給料、アルバイト代	不課税
スポーツ保険などの保険料	非課税

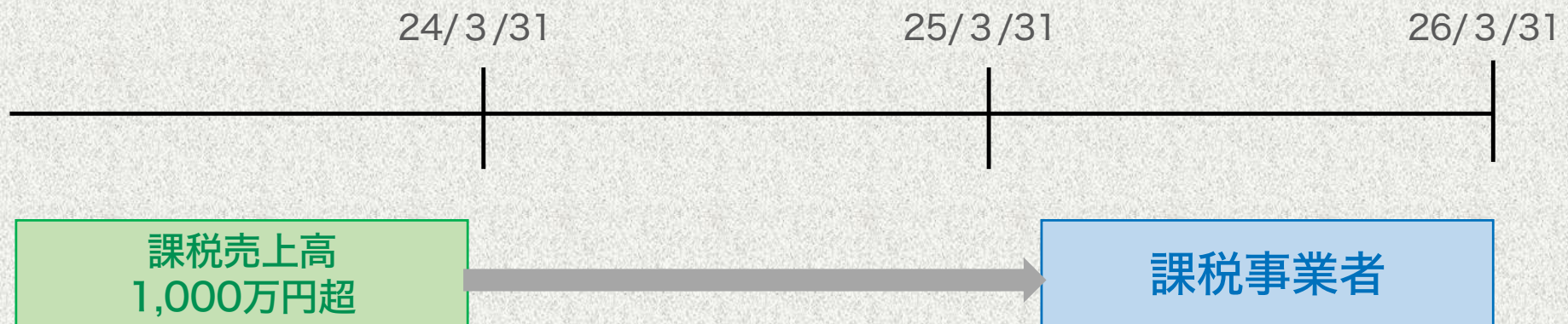
消費税の納税義務者

消費の申告・納税義務

原則、前々年の課税売上高が1,000万円超の場合は課税事業者となる。

ただし、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者でも、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合や、適格請求書発行事業者として登録を受けている場合（インボイス登録）は課税事業者となる。

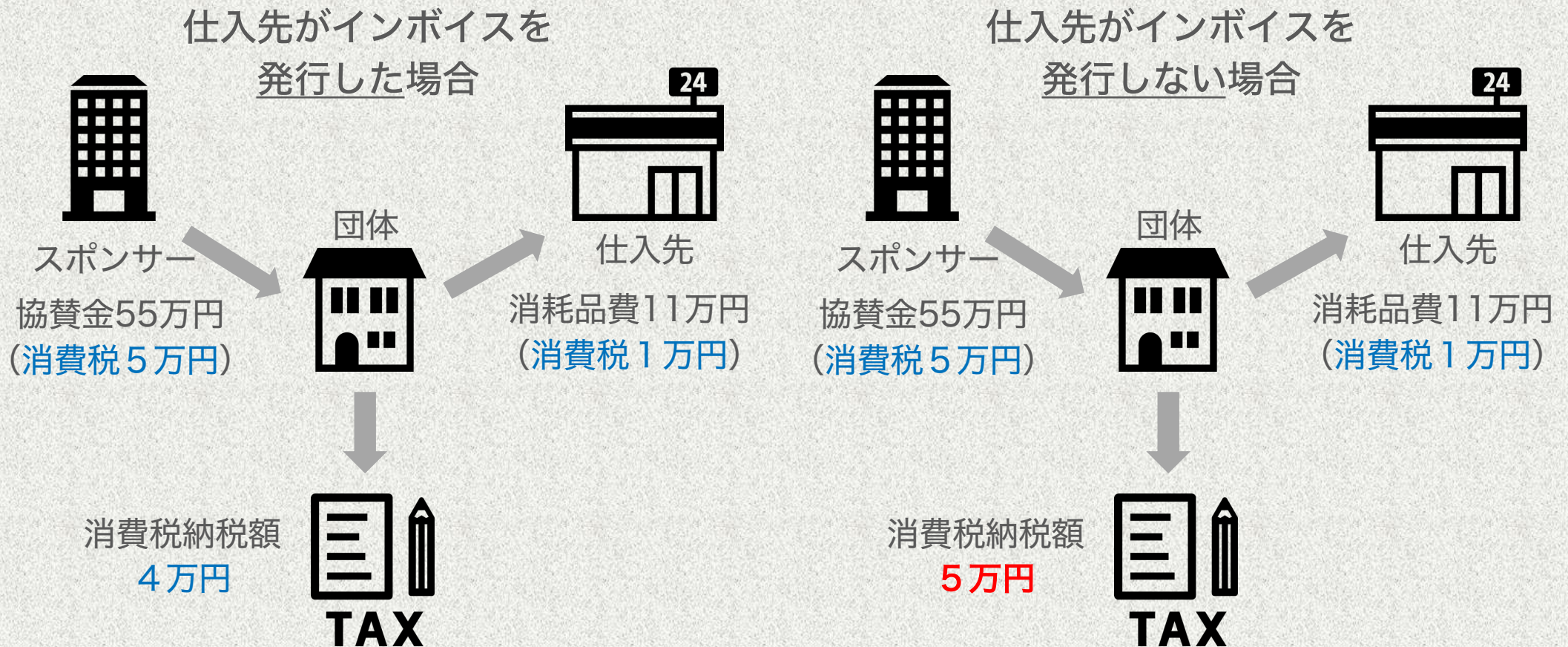
課税売上：消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計



消費税の納税義務者

インボイス制度の概要

インボイス制度とは、事業者が正しく消費税を納めるための制度として、一定の記載要件（登録番号など）を満たした**適格請求書（インボイス）**に基づいた仕入税額控除により消費税を計算する制度。正式名称を「適格請求書保存方式」という。



スポーツ団体における消費税申告時の注意事項

特定収入と仕入税額控除の調整

イ国もしくは地方公共団体の特別会計、公益法人、公益法人等または人格のない社団等の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、**補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入**を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入等の消費税額を**仕入控除税額から控除する調整**が必要とされる。

【特定収入がある場合の仕入控除税額の調整】

- ・ 簡易課税制度を採用していない
- ・ **特定収入割合が5%以上** の場合には調整が必要

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{課税売上高（税抜き）} + \text{非課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{国外売上高} + \text{特定収入の合計額}}$$

スポーツ団体における消費税申告時の注意事項

課税売上に含まれる消費税 (預かった消費税) — 課税仕入等に含まれる消費税 (支払った消費税) = 消費税の納付額



収入合計
22,000

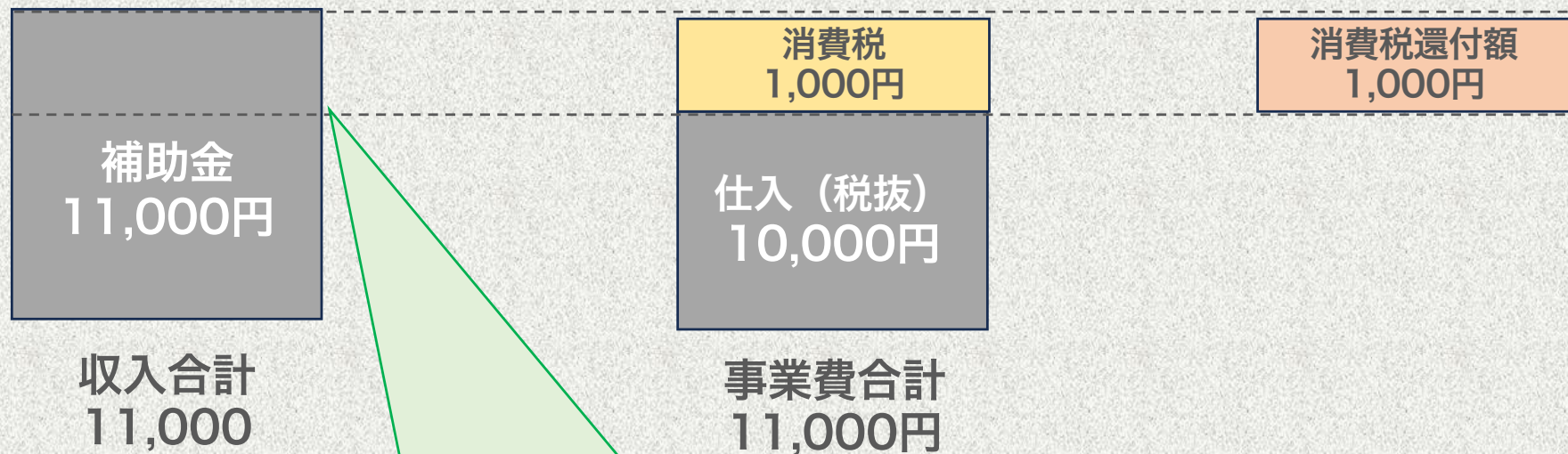


支出合計
22,000円

消費税還付額
1,000円

令和7年度からの事業実施要項への文言追加について

課税売上に含まれる消費税（預かった消費税） — 課税仕入等に含まれる消費税（支払った消費税） = 消費税の納付額



補助金を不課税売上に計上して税務処理している場合、事業費のうち還付される消費税相当分は、実質的に事業者が負担していないことになるため、事業者に返還を求める場合がある。
※特定収入の仕入税額控除の調整を行なっている場合は金額が異なる場合があると思われる

まとめ

- ・ 現金と預金は**別帳簿にて管理**が必要。特に現金は**不正リスクが高い**ため、適切な管理体制の構築が必要。
- ・ 消費税は難解な制度理解が必要だが、申告の有無に関わらず**全ての団体に関係**してくる制度であり、**適正な会計処理**を行うためにも**基礎的理解は必要**である。
- ・ 適正な会計処理を行うことが、**組織力**や**ガバナンス強化**につながり、ひいては**スポーツの価値を高める**ことにつながる。

株式会社スポカチ

REALIZING THE VALUE OF SPORTS

「タニマチ」から「戦略的な投資」へ。

スポカチは、サステナブルなスポーツ経済の創造を目指し、
スポーツ関連企業、スポーツチームの
企画運営・CFO業務支援および、
アスリートのキャリア支援・教育事業を行っています。

スポーツの価値をかたちに！

HPはこちらから→



**アスリートが生涯輝き続け
人生を豊かに過ごせる社会を実現する**

Support Member（賛助会員）募集中！

当機構の趣旨・理念にご賛同いただける法人、団体、
個人の方は、ぜひSupportMember（賛助会員）と
して、当機構の活動の支援をお願いいたします！

講演・セミナー等のご依頼も
HPよりお問い合わせください！
HPはこちらから→



ご清聴ありがとうございました